

平成26年7月22日（火曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（11名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	13 番	

欠席議員（1名）

12 番 小 林 敏 美 君

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	栗 本 純 治 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	竹 中 敏 明 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	高 橋 伸 行 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	高 木 誠 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	中 島 健 司 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

日程第1 議第40号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第2 議第41号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第2号）
日程第3 議第42号 下水管布設（面整備）第1工区工事請負契約の締結について
日程第4 議第43号 下水管布設（面整備）第2工区工事請負契約の締結について

5 本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

議長（栗田利朗君） これより平成26年第 4 回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、11番 丹羽豊次君、1 番 江上聖司君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 議第40号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議長（栗田利朗君） 日程第 1、議第40号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第40号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

去る平成25年12月 9 日、町道表佐83号線上において、走行中の相手方自動車は道路上に伸びた樹木の枝と接触したことにより、根元付近から折れた樹木が相手方自動車を破損させた事故につきまして、地方自治法第96条 1 項第12号及び第13号の規定により和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 議第40号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、補足説明をさせていただきます。

事故発生日時は、平成25年12月 9 日午前 9 時35分、事故の発生場所は、垂井町表佐相川地藏橋の下流左岸堤の町道表佐83号線でございます。事故は車両単独の財物事故でございます。車両は、三重県津市、安濃急送有限会社所有の業務用大型貨物自動車でございます。

事故の発生状況でございます。被害車両は、積み荷の配送のため相川左岸堤道路を地蔵橋に向かって西進してきたところ、事故発生場所において道路上空にはみ出していた相川堤の桜の枝に接触し、桜の木が根元近くから裂けるように折れ、車両左側に当たり、破損したものでございます。

被害車両の損壊程度と損害額でございますが、フロントガラス、左ドア等の交換、鳥居、リア門構え、左ウイング等曲がりの修正、ルーフパネル等の板金、補修塗装などで合計156万1,760円でございます。一方、当町の損害額といたしまして、桜の倒木撤去費用が10万2,900円でございます。

事故の原因と損害賠償について、事故発生現場の諸条件等を考慮しつつ、被害者代理人弁護士と協議を続けてまいりました結果、過失割合は道路管理者、運転者側、双方5割とし、損害賠償額は車両の損害額の5割であります78万880円に、相手方弁護士費用といたしまして車両損害額の1割に5割を掛けまして7万8,000円を加算しました合計85万8,880円といたし、そこから当方損害額、桜の倒木撤去費用でございますが、10万2,900円の5割、5万1,450円を相殺し、差し引き80万7,430円を相手方に支払うことで合意に至りましたので、和解と損害賠償の額を定めることにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

今後は、このような事故再発防止のため、道路パトロールなど一層強化に努めてまいり所存でございます。

なお、今回の事故に係ります損害賠償金に対しては、当町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険での補填手続を進めてまいります。どうぞよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 今の御説明にもありました、また事前にも説明がありましたので、確認の意味でお尋ねいたします。

和解ということですが、和解というのは訴訟前の和解なのか、訴訟を行っている中での和解なのかをもう一度確認したいと思います。

それと、金額が5割・5割という過失割合はどなたが決められたのかということ、それとそれが妥当であるかどうか、どのようにして判断されたのか。訴訟上で裁判官が入っての和解調書作成等であれば、これは公法上で当然それでよろしいわけですが、それと責任の所在なんです、今回85万8,880円、これだけの費用がかかっているわけですけれども、この責任の所在はどのように考えておられるのか。

それと、裁判等を行っておれば、いろいろ争うことによっていろんな事実、いろんなことが

明らかになってきて、また公明正大な判決が下されると思うんですが、例えば上空に木がはみ出しているのと、何らかの形で折れて道路をふさいでいたものと、詳細に言えば、いろいろと条件が異なってくることによって和解条件もいろいろ変わってくると思うんですが、以上のことについて、まずお尋ねいたします。

議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 富田議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず今回の和解の法的な意味を問われておられていると思います。これは訴訟による和解ではございません。示談を締結するという和解でございます。

また、賠償の金額でございますが、誰がこれを決めたのかと、またその金額は妥当なのかという御質問でございます。これについては、相手方は代理人弁護士がおられまして、その弁護士と町長の代理として私が交渉をいたしたところでございます。双方に過去の判例等を主張いたしましたところで、過失割合5割でお互いが合意ができたというところでございます。

また、過失割合5割を決めるに当たりましては、当方が加入しております保険会社などに照会をいたしまして、過去の判例、それから相手が事故を避け得る余地があったかどうかといった点を検証いたしまして、5割で妥当であるという保険会社のアドバイスをいただいたところで、最終的に町長の判断を仰いで決定をいたしたというところでございます。

責任の所在ということですが、道路管理者として5割の過失があったということでございます。常日ごろから、道路を適正に管理して通行の安全を図る義務があったということで、私どもの落ち度があったということで、今後道路パトロール等に力を注いでまいりたいと、再発防止に努めたいというふうに考えております。

また、上空に木がはみ出していた場合、あるいは道路上に倒れたものが落ちていたような状態では条件が違うということですが、どちらにいたしましても、道路上の通行の安全確保する義務というのがございます。また、運転者はそれを極力避けるという義務もございます。状況に応じて双方で過失割合を、また協議をしてということになるかと存じます。

以上、富田議員の御質問の答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（栗田利朗君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 個人と個人との交渉とか何かであれば、保険会社とか、また課長さん一人でやっておられてもいいのかもしれないんですが、これは町を代表してこれに対処していただくということに対して、顧問弁護士もこちらにはいたと思いますが、それを抜きにして、保険会社の人をどうこう言うわけではありませんが、皆さん御存じのとおりだと思うんですが、今のような和解の進め方でよろしいわけですか。

それと、もう1つお尋ねしたいことは、先ほどここで私が例えを出させていただいて、ここ

で浮かんだ例えですが、木がそのまま伸びていたのに当たるのと、何らかの形で木が出てそこに当たってくるのでは、当方の責任の所在も違ってくると思うんですね、所在というか責任の重さも。そういうことも含めると、金額だけじゃなくて、生木に相手方がぶつかってくるのと、折れたものに来るのと、またいろんなケースによって町としての対処の仕方ということも違ってくると思うんですが、その辺を今回どうしてこんなふうな進め方をされたのか、町長にお尋ねしたいと思います。

それともう1つ、今回こういうことがあったということですが、その後私のほうにも電話が入ってくることもあるんですが、要するに今町内でも、例えば、私見に行っていないものでいかなのですが、レンゲローズのあたりでも、どうも大きな車が入ってくると危ないよというのが入ってきたりしているんです。そういうようなことも含めて、町内には道路上に木が出ているのを全部切るといことじゃありませんが、そういうものはあると思います。古い木であれば、折れて落ちてくる可能性もあると思いますし、枝葉であれば、ころのよい桜見にもなるかもしれませんが、そういうことを含めて、その後、これだけの損害賠償があったわけですが、どのような対策をとられたかを町長にお尋ねいたします。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず和解の進め方でありませけれども、富田議員の質問の趣旨としては、こちらも弁護士を立てるべきではないかという御発言にとれましたけれども、基本的には垂井町が加入しております総合賠償保険制度を使って対処しておるところでございます。当然その会社にも、保険業務でありますので弁護士関係の方がお見えになりますし、そこら辺を通して相談をしておるところでございます、最終的にこれは訴訟前の和解でございますので、双方が歩み寄って過失の割合をそれぞれ50%で認めるという形の中で、今回の示談になったと。その判断を議会にさせていただくということでございますので、よろしくお願いをしたいということでございます。

それから、責任の所在でございますけれども、今言いましたように枝を避けるという義務もあるわけで、それを一方的に出ておるから管理の手落ちということではなくて、やはりそこにも過失の割合の相殺の部分があったというふうに判断をしております。

今、建設課長が申しましたように、今後やはりこういった枝の対処等はしっかりしていかなければなりません、公道上ばかりではなく民地からの枝等も出ておる場合もありますので、これはやはり気づいた時点においてしっかりと対処していくということも必要になってまいりますし、先ほど申しましたようにパトロールをしながら適宜不適切なものは排除していくという体制が必要かというふうに思います。

いずれにしましても、金額が高額でございましたので、今回こういった形で大変御迷惑をおかけしておりますけれども、今後ともこういった事故が極力ないように十分管理をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 今、町長より答弁がありましたが、私は反対の立場で討論いたします。

今後こういう事故等があっても、こういう保険会社に任せるといような形でとっていかれるかということをもう一度ここで確認いたします。私は、やはり金額が小さくても大きくても、こういった非常に難しい、これからこれについてもいろんな問題が出てくるかもしれないし、その木によって1,000万円というものが出るかもしれないし、人の命、どこかでもありましたが、そういうものもかかわってくるような非常に難しい問題だと思うんです。それを一課長に交渉に当たらせてということについて、私は反対です。反対の討論です。

議長（栗田利朗君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立によって行います。

議第40号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は同意されました。

日程第2 議第41号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

議長（栗田利朗君） 日程第2、議第41号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第41号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ270万2,000円を追加し、予算総額を82億8,675万8,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、町道通行車両損壊事故損害賠償金に係ります補償、補填及び賠償金の増額措置を行いました。

商工費では、大河ドラマサミットに係ります需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料の増額措置を行いました。

財源につきましては、繰越金と諸収入により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

総務課長（早野博文君） 私のほうから、議第41号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第2号）について、補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万2,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億8,675万8,000円といたすものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、1ページにございますとおり「第1表 歳入歳出予算補正」によることといたしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは細部にわたりまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして御説明をさせていただきます。

まず歳出でございますが、6ページをお開きいただきたいと思っております。

款2 総務費の項1 総務管理費、目10の諸費でございます。節22補償、補填及び賠償金として80万8,000円追加をお願いいたしますのでございます。日程第1の議第40号でも先ほど御同意いただいたわけでございますが、係ります賠償金の補正でございます。よろしくお願いいたします。

次に、款7 商工費、項1の商工費、目3の観光費でございます。御存じのとおり、ことしは垂井町合併60周年の年でございます。その記念すべき年を祝しまして、NHK大河ドラマ竹中半兵衛重治公にスポットを当てました半兵衛公と官兵衛公にゆかりの深い市町関係者をお招きし、二兵衛を通じた交流を図っていく予定で、現在準備を進めておるところでございます。これまで他市町と調整をいたす中で、人数の変更等々、あるいはおもてなしする際の消耗品関係でございますが、各種に当初の予定しておったものから不足をいたすものが出てまいりました。したがって、係ります費用につきましてはの増額の関係の補正をお願いいたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、節11の需用費から御説明申し上げます。1の消耗品費でございますが、これにつきましては、訪れます方々の観光パンフレットなどを入れますビニール製の手提げ袋でございますが、そしてまた招待者、参加者に対します記念品等々合わせまして86万円の追加をお願い

いたすものでございます。

2の印刷製本費につきましては、サミット用のポスター、あるいはパンフレット等で26万9,000円になりますが、新たにお願いをいたしまして、合わせまして節11の需用費関係で112万9,000円を追加をお願いいたすものでございます。よろしく願いいたします。

次に、節12役務費でございますが、通信運搬費でございますが、サミットに出演をいただきます方、あるいはお招きをいたします市の関係者の交通費といたしまして、不足いたします22万9,000円をお願いいたしました。

次に、節13の委託料関係では、1番の大河ドラマサミット協力支援業務委託料といたしまして8万円を。これにつきましては、来る9月21日の当日に計画いたしております半兵衛公ゆかりの史跡めぐりに御協力をいただきます2つの団体に対します費用関係をお願いいたしたところでございます。

また、2番にございます大河ドラマサミットの看板製作業務委託料で8万6,000円をお願いいたしておりますが、会場といたします文化会館大ホールのステージ上の横の看板でございますが、看板と、それから会場等々の入り口用の案内用の立て看板に係ります制作の費用を合わせまして16万6,000円ほど合計でお願いをいたすところでございます。よろしく願いいたします。

次に、節14でございますが、使用料及び賃借料関係では、1番にございます大河ドラマサミットバス借上料でございますが、当初予定をいたしてございました姫路市、三木市、大野町に加えまして、新たに2市町、長浜市とお隣の関ヶ原町でございますが、借り上げ料の追加18万円をお願いいたすものでございます。

それから2番の関係でございますが、遠くは福岡市から来ていただく予定で現在準備を進めておるわけでございますが、宿泊代といたしまして19万円をお願いいたすものでございます。合わせまして、合計で節14の使用料及び賃借料で37万円の追加の補正をお願いいたすものでございます。

次に、歳入に移らせていただきますが、5ページをお願いいたします。

款18の繰越金、項1繰越金、目1の繰越金でございますが、節1の繰越金といたしまして、財源の確保と収支の均衡を図るため192万2,000円の増額の補正を行うものでございます。

次に、款19の諸収入、項5の雑入、目6の雑入、節7の給付金でございますが、議第40号でも損害賠償の額について御同意いただいたものでございますが、係ります保険給付金78万円を予定させていただいたところでございます。

以上、平成26年度垂井町一般会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番(丹羽豊次君) ちょっとお尋ねしたいと思います。

商工費の観光費の関係でございますが、大河ドラマサミット等につきましては、当初予算案、26年度当初主要事業概要等々に詳しく書いてあるわけでございますが、今回細部調整した中で、消耗品費を初め役務費、委託料、使用料及び賃借料等々補正されておるんですけど、せっかくこれだけの詳しい資料をつくっていただいて、今回189万4,000円足りないからということなんですけど、もう少し、それならそれで当初予算でしっかりした予算を出していただきたいと思うんです。

思い出すと、消耗品費等々で当初は118万7,000円でした。今回の補正が86万円です。6月の定例会も済んで1カ月足らずでございます。それとか、新たに印刷製本が出てきたとか、思い立った予算みたいに思うんですが、その辺は町長、もう少ししっかりした予算を出していただきたいと思っております。以上です。

議長(栗田利朗君) 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

産業課長(高橋伸行君) 丹羽議員の、当初予算に比べて増額金額の大きい補正ということで、なぜ当初から見込めなかったのかという御質問に対しまして答弁をさせていただきます。

実は、今年度6月末から7月頭にかけて、9月21日に開催を予定しております大河ドラマサミットに招待をすべく市町、それぞれ私ども副町長と私と担当係長と出向いて打ち合わせがてらお願いに行っていました。

そうしましたところ、それぞれ市町で、例えば長浜市なんかですと、5月10日ごろにも黒田家サミットというのが開催されて、そのときの様子も御説明を聞いてきましたし、そのとき私どもも招待を受けてその会場にも行ってまいりました。そうしたところ、やはり相当の人数の招待者をお招きするにはそれなりのおもてなしが必要ということになりまして、例えば充実したパンフレットをつくるだとか、福岡市からせっかくお招きするのならば、官兵衛、半兵衛ゆかりの地を見学していただく。そのためには、とてもじゃないけど日帰りでは非常に困難というような、当初予算では予測もできなかったことも多々出てまいりまして、このような補正をお願いするわけでございます。

当初に見込めなかったことにつきましては、やはり私ども計画が十分ではなかったということは反省すべきでございますけれども、何とか十分なおもてなしをして満足して帰っていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長(栗田利朗君) 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長(中川満也君) 補正予算の商工費、観光費につきまして、丹羽議員の質問にお答えさせていただきます。

まず当初予算の中に十分見込めなかったということで、こうして補正を組むということに対しまして、時期的な問題もございまして直近であるということから考えまして、非常に不十分であったということは紛れもない事実でございますので、この点につきましては心からおわびを申し上げたいと思います。今後このようなことがないように、しっかりとまた査定をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ただ、やはりこういったイベントごとでございますので、どうしても最初から十分に見ておけばそれでいいのかということになるときに、やはり査定をするときに過大見積もりといいますが、そういったものを避けたいという思いで、できるだけ現実に即した形での見積もりを進めてきたところで、予算査定をしてきたところでございます。

そういった中で、今担当課長が申しましたように、この行事、年が明けましてから動いておるところもございまして、いろんな調整をする中で、やはりどうしてもこれは足りないという状況の中で、今臨時会が開かれましたので、流用というよりも、しっかりと補正予算をかけて対応していきたいという思いで、今回上げさせていただいたものでございます。

今後、こういったイベントごとにつきましては、またしっかりと対応していきたいというふうに思いますし、何よりもまず9月21日の記念式典大河ドラマサミットをしっかりとやっていきたいという思いで取り組んでおりますので、何とぞよろしく御承認いただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いをいたします。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 広瀬文典君。

〔10番 広瀬文典君登壇〕

10番（広瀬文典君） お尋ねをいたします。

まず総務管理費、諸費の件で確認をとらせていただきます。先ほどの議第40号の件とかかわってまいりますけれども、これを見てみますと、歳出のほうでいわゆる賠償金として8万8,000円補正を上げております。内訳を見てみますと、78万円と2万8,000円と分けてみえます。78万円は歳入のほうで見ますと、雑入のほうで計上されております。保険の給付金という形です。先ほど確定しました相手方に支払う相殺した金額でいきますと、80万7,430円になりますけれども、これは全額保険給付金の対象になかったというふうに捉えていいわけなんですか。その辺の理由と、2万8,000円が一般会計、これは繰越金が財源だと思えますけど、なぜそういうふうにされたのかということについてお答えを願いたいと思います。

それからもう1つ、観光費のほうですけれども、先ほど需用費の中で消耗品費等で86万、それから印刷製本で26万9,000円というような形で補正を計上されております。そのうちのまず消耗品のほうで、ビニール袋とか、それから粗品とか記念品ですかね、そのようなお答えがあったと思うんですけど、数量的にどのぐらいされるのか確認をとりたい。それからパンフレットについても、何部されるのかということについて確認をとらせていただきたいと思っております。

以上、お尋ね申し上げます。

議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

総務課長（早野博文君） 広瀬議員の1点目の関係について、私どものほうからお答えをしたいと思います。

まず歳出の総務管理費の諸費の関係でございますが、事故損害賠償金として80万8,000円歳出で予定をさせていただいております。さきの議案の中でも建設課長が申し上げましたが、これの内訳の関係になります。まず事故の車両の修繕の関係でございますが、町の負担の分につきましては78万800円、これは50%の過失の部分でございますが、この部分が78万と。それから、弁護士費用の関係のお話もございましたが、7万8,000円を加味した85万8,880円になるわけでございます。そこから、議第40号にもございましたが、相手方の過失の桜の関係でございますが、5万1,450円を引いた80万7,430円になるわけでございますが、その関係について歳出でお願いをしたところでございます。

今度、歳入の御指摘がございましたが、78万に保険の給付金となっております。この関係につきましては、弁護士費用等との関係につきましては全国の町村の総合賠償保険の担当と十分調整をしまいたったわけでございますが、対象にならないといったようなことから、その部分が対象外といったことになったわけでございます。あわせて、樹木の撤去に係ります相手方に支払う部分についても対象にならないといったようなことから、車両の損害額の2分の1、50%の部分について保険の給付対象となるといったようなことから、歳入について78万円をお願いしておるといったようなことでございますので、御理解賜りたいと思います。

議長（栗田利朗君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

産業課長（高橋伸行君） 広瀬議員の御質問の中で、私ども今回補正をお願いしている予算のうちの需用費関係の使い道でございますけれども、これにつきましては、消耗品といたしまして、来場者に関する記念品を予定しております。このうち、特に招待者に関しては200名ほどの方を関係市町から招待する予定でありますが、この招待者に関しましては、1品500円程度の品を手提げ袋に入れてお持ち帰りいただきたいというふうに考えております。この1品500円程度といたしますのは、竹中半兵衛に関するお土産というふうに考えております。

また、当日、会場には招待客以外の方も、文化会館は700名入れますので、おいでになられます。この方には、手提げ袋の中に当日配付資料といたしまして、当日の日程だとか、講師のプロフィール、あるいは招待市町の紹介などを記載した当日用のペーパーですね、これを招待者も含め、招待者以外の来場者にも700名配付したいというふうに考えております。

以上が消耗品関係でございますけれども、続きまして印刷製本費でございます。

印刷製本費につきましては、ポスターを200枚ほど作りまして、町内あるいは関係市町、またあわせて近隣市町にも配付して、それぞれ今まで他のイベントでやっておりますポスター

と同様の扱いで配付したいというふうに考えております。

また、パンフレット、A4版程度のものを1枚、裏表を印刷して各戸配付できるように1万枚を広報紙にあわせて配付したいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（栗田利朗君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） お尋ねをさせていただきたいと思っております。

観光費、同僚議員からもさまざま御質問が上がってきたところでありまして、改めましてイベントの全容を確認させていただきたいなあと。当初予算の歳入も説明がきちっとあったんですけども、こうして記念イベントの総額というのが出てきたところでありまして、それに伴ってイベントの内容、詳細、細部にわたって煮詰まってきたのかなあというようなことを思っておりますけれども、この際改めて御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、なぜかといいますと、おもてなしという言葉がありまして、課長さんの御答弁でしたか、200名ほどお招きをするんだよというようなことがあって、あとは一般来場者の方、ひょっと文化会館のキャパでいうと700人という形でというふうでありましたので、そのおもてなしのために動いていただく部隊に対して、この補正予算等々でも十分な予算組みがしてあるのかどうか、そういったところもちょっと心配になってきまして、いわゆるおもてなし隊の隊長というのは町長になるのかなあとは思ったりするんですけども、そうした部分も改めてお尋ねをしていきたいと思っておりますし、心配なのは、たくさんいらっしゃるということで、一度にどっぴらっしゃると。会場のレイアウトですとか、販売ブースとか、展示ブースとか、どんなところに展示等々、販売等々御協力をいただいでいくのかとか、そういった部分もあわせて御説明をいただかないなあと。

といいますのは、やはり遠方の方というのは垂井の地が初めてであるという方もあると思っておりますので、先ほど看板等々の作成委託で補正が組んでありましたけれども、やはり丁寧な御案内、町内の方で文化会館をしょっちゅう利用されている方でもちょっとわからないよということもあるかと思っておりますので、そのあたりもどんな御案内を務めていかれるのかというところをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（栗田利朗君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

産業課長（高橋伸行君） 木村議員の、合併60周年記念事業として大河ドラマサミットを開催するわけでございますけれども、この全容を知りたいというお尋ねに対しまして御答弁をさせていただきます。

まず主催者は、あくまでも垂井町で主催をしていきたいと考えておりますが、協力団体といたしまして垂井町観光協会、あと岩手地区まちづくり協議会、それと竹中半兵衛重治公顕彰会

の御協力を得てやっていこうというところでございます。

招待市町といたしましては、福岡県福岡市、兵庫県姫路市、兵庫県三木市、滋賀県長浜市、揖斐郡大野町、あと不破郡関ヶ原町でございます。それぞれ官兵衛、半兵衛にゆかりのある市町でございます。ゆかりにつきましては、福岡市につきましては、松寿丸が大きくなって福岡市で城を構えたということでございますし、姫路市につきましては、黒田家がお城を構えて中国攻めなんかには尽力を果たしたというところでございます。

また、三木市につきましては、半兵衛公が亡くなったというところでありまして、長浜市につきましては、黒田家の発祥の地とも言われておりまして、木之本町近くに黒田というところがございます。ここで黒田家が発祥した、あるいは秀吉が長浜城を築城したときには、竹中半兵衛がさまざまなアイデアを出してお城を築造したというようなところがございます。

あと、揖斐郡大野町につきましては、半兵衛が生まれたところと言われておりますし、関ヶ原町につきましては、竹中家の領土が関ヶ原町にも随分多く及んでいたというようなところがございます。

現在でも長浜市とは、地域の方が合同で勉強会をやったり、講師を派遣したりというような交流が行われておりますし、三木市につきましては、お互いに竹中家の法要に招待し合っているというようなところもございますし、また最近では少年野球が交流試合をやっているというようなこともあります。このように、何らかの形で住民の方がそれぞれ交流を今後していただくという意味も含めまして、十分なお招きをしたいというところでございます。

さて、9月21日になりますとどのようなイベントになっていくかということでございますが、まず10時にそれぞれの市町がそれぞれバスで1カ所に集まっていただきます。このときにそれぞれの担当市町に職員を1人張りつけます。

そして、ゆかりの地をめぐっていただくわけでございますけれども、それぞれゆかりの地、五明稲荷、竹中氏陣屋跡、菁莪記念館、禅幢寺などを考えておりますが、それぞれの各ゆかりの地にも各職員を張りつけます。あと、このゆかりの地においては、先ほど協力団体と言いましたけれども、まちづくり協議会だとか顕彰会の方がそれぞれゆかりの案内をしていただくわけでございます。そうこうしているうちに午前中が終了いたしまして、お昼になります。このときには観光協会のほうで、半兵衛にゆかりのあるレシピで昼食をおもてなししたいというふうに考えております。

そして、1時からいよいよオープニングとなるわけでございますけれども、オープニングでは地元の竹中半兵衛音頭の会だとか剣舞なんかでオープニングをし、その後開会宣言を町長にいただいて、記念講演となっていきます。記念講演では、小説家の火坂先生をお招きして、「軍師竹中半兵衛と黒田官兵衛」というような演目で講演をいただく予定としております。この後、休憩を挟みまして、各招待者あるいは招待市町のPRをしていただいた後、今後それぞれ交流をしていくということを願った確認をして閉会というような運びで考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 補正予算とは関係ないですけども、今全容を課長が報告されております。今度このサミットにつきましては、NHKで今放映されておりますが、その後は交渉はどのようにされておるのか、ちょっとお尋ねしておきます。

議長（栗田利朗君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

副町長（永澤幸男君） 丹羽議員のNHKとの関係についての御質問ですが、今のところNHKとは特段連携をとっておりませんが、ただ大河ドラマサミットという名称をかりますので、いずれかの段階ではNHKと連絡をとらなければならないという認識を持っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第41号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第42号 下水管布設（面整備）第1工区工事請負契約の締結について

議長（栗田利朗君） 日程第3、議第42号 下水管布設（面整備）第1工区工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第42号 下水管布設（面整備）第1工区工事請負契約の締

結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、去る7月4日に指名競争入札に付しましたところ、本巢市上真桑1550番地1、上村建設株式会社 代表取締役 上村聖二が落札いたしましたので、この者と5,335万2,000円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長並びに上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

総務課長（早野博文君） 議第42号 下水管布設（面整備）第1工区工事請負契約の締結につきまして、私のほうから契約に係ります補足説明をさせていただきます。

今回の工事につきましては、去る6月17日になりますけれども、業者指名審査委員会、通常指名委員会と言っておるところでございますが、委員会を開催いたしまして、お手元の競争入札執行一覧表にございますとおり、県内に本店・支店がございます8社によりまして、去る7月4日に指名競争入札を執行いたしました。第1回目の入札で予定価格に達しました上村建設株式会社が4,940万円で落札をいたしましたところでございます。

議案書にもございますとおり、消費税を含めまして5,335万2,000円で本巢市上真桑1550番地1、上村建設株式会社 代表取締役 上村聖二と工事請負契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本工事の完成期限でございますが、平成27年3月20日といたしたところでございます。

以上、契約関係の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） 議第42号 下水管布設（面整備）第1工区工事請負契約の締結につきまして、私のほうからは工事の概要を説明させていただきます。

近年は、整備地域の関係もありまして、下水道事業費としては抑制傾向でございましたが、住民の方々の生活環境や自然環境の向上のため、平成26年度は事業規模を拡大させていただき、東地区で30ヘクタール、宮代地区で5ヘクタール、合計で35ヘクタールの面整備を実施いたします。本年度の面整備35ヘクタールが完成しますと、全体処理区域計画面積993ヘクタールのうち511ヘクタールの整備が完了し、整備率は51.5%となります。本年度の下水管布設工事につきましては、10件の工事を予定しており、そのうち予定価格が5,000万円を超える2件の工事契約について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、このほかの工区につきましても、今後速やかに発注してまいります。東地区におき

ましては、各工区間の連携調整を図る中で下水管の布設工事を円滑に進めてまいりたいと考えております。

それでは、お手元の下水管布設（面整備）第1工区及び第2工区工事の概要図をごらんいただきたく存じます。

第1工区は、東地区の煉瓦踏切より北側、県道栗原青野線及び町道関ヶ原平尾線、町道綾戸平尾線沿いで、開削工事として平尾幹線に下水管を布設する工事でございます。工事概要図をごらんいただきますと、第1工区につきましては、赤色に着色してある箇所でございます。工事の概要としましては、町道綾戸平尾線の平尾幹線は口径250ミリの塩ビ管の布設とマンホールの設置を含めまして、総延長171.3メートルを施工いたします。

また、県道栗原青野線では、支線としまして口径150ミリの塩ビ管の布設とマンホールの設置を含めまして、総延長865.7メートルを施工いたします。この工区内での公共汚水ますの設置は38基を予定しております。

また、県道栗原青野線沿いの汚水を下流域に運ぶために、町道綾戸平尾線の東寄りにマンホールポンプを設置いたします。マンホールポンプの口径は65ミリで、対象区域面積8ヘクタールの汚水をくみ上げ、大垣街道踏切の下流部、垂井第1幹線へ送る設備でございます。

また、交通安全対策でございますが、この工区は住宅地で、生活道路は幅員が狭いため、車両の通行どめの交通規制になります。東小学校の通学路もありますので、児童・生徒への安全対策を最優先といたしまして、学校関係者と十分に協議をいたすとともに、地元自治会の御協力を賜り、住民の皆様への周知徹底と迂回路の表示、交通誘導員の適切な配置に努め、施行いたしてまいります。

なお、この工区は水道の主要管が埋設されており、それらの布設がえ工事も考慮しながら平成27年3月20日を工期といたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上が本工事の概要でございます。よろしく願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳理君） お尋ねするべきは、議第42号も次に出されます議第43号も同じですけれども、指名業者について、町内の業者は一社も入っておらんというようなことでございます。金額が高いから、うちの町内の業者ではできないかという判断でそうされたのかはわかりませんが、できれば次世代の工事業者を育成するためにも、やはり一部指名を入れて入札を行うべきではないかというふうに考えますが、その点をどのようにお考えなのかということをお聞きいたします。

もう1点ですけれども、2本ともそうですけれども、かなり主要幹線道路であることに間違

いはございません。非常に逃げ場の少ない、いわゆる迂回路の少ないところを通さなければいけないというふうに考えられる地域でございますので、その辺の安全対策、または迂回路等の設定についても、きめ細やかな工事の進捗状況に合わせた形が非常に重要になってくるかというふうには思っております。長い幹線でありますので、その点についても十分配慮をいただけるような適切な指導ができるのかどうかということを確認させていただきたいと思っております。

議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） 藤墳議員の御質問にお答えします。

2点目の安全につきましての対策はどうかというような御質問かと思っております。先ほども東小学校の児童、それから不破中学生の方々の交通安全については万全を期していくというようなお話を少しさせていただきましたけれども、今回この事業を進めていく中で、この後8月に入りますと地元説明会を開催させていただきます。当然地元説明会につきましては、公共ますを設置する方が対象となろうかと思っておりますけれども、それらの方に工事概要につきまして詳しく説明する中で、地元の方々の御指導、御協力をお願いしていくということになろうかと思っております。

それと、業者が決定しまして、この後またほかの工区の業者につきましても選定していくわけでございますけれども、業者が全て決まった段階で、業者の方が全部関係する水道事業の関係もそうでございますけれども、全部の業者に集まっていただいて、1週間に1回、調整会議等進めてまいりまして、下水道工事、水道工事、刻々と工事箇所が変わってまいりますので、工事をしている場所に応じた迂回路の設定が必要になってまいります。当然先ほど言いましたように、交通誘導につきましても、本当に適切な場所に誘導員を設置するということが必要になってまいりますので、それらにつきましては上下水道課職員の打ち合わせも含めまして、関係する業者とも十分綿密に検討して、打ち合わせをして、万全を期していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

議長（栗田利朗君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

副町長（永澤幸男君） 議第42号、議第43号にも関連してくる質問かと存じますが、藤墳議員の指名業者についての町外の業者でなぜ入札が行われたのかといった御質問でございます。

当然指名につきましては、私指名委員会の委員長をしておりますが、委員会は当然合議体でございますので、それぞれ原課の意見、あるいは他の専門職員の意見を聞きながら、それぞれ指名を行っております。その指名につきましては、垂井町にございます指名基準に基づいて行うわけでございますが、今回特に町外の業者8者で入札を執行させていただきました。

その理由につきましては、少し先ほど担当課長からも説明がございました。今回の工事箇所につきましては、幹線道路がメインでございます。上下水道課長のほうからも、提案説明の中にご覧いただきました。今年度、下水道の面整備につきましては、綾戸、それから宮代地内を含めま

して10工区予定しております、そのうち8工区が綾戸地内でございます。そのうちの今回議案として上げております第1工区並びに第2工区でございます。それぞれ図面を見ていただいても御存じのように、先ほどからも御説明しておりますように、基幹道路の基幹配管を埋設する工事でございます。

それと、後にも入札行為を行ってまいります6工事のいわゆる基幹の部分につながる支線と申しますか、そちらの部分が6工区でございます。それともう1つ、この下水道事業に伴いまして、水道の配水管の布設がえ工事も同時に入ってくるものでございます。したがって、工期的には非常に長くとおるわけでございます。

そうした状況の中で、町内の業者の皆さん方、当初この下水道事業の工事を行いましたときからしますと、非常に技術力も向上してまいりまして、今後こういった工事でも単独でと申しますか、町内の工事屋さんでできるものというふうに認識はしておるところでございますが、しかしながら、今回第1、第2工区につきましては、技術力もさることながら、今申し上げました工事の調整能力も必要となつてこようかと思つています。当然それぞれ請け負われました業者につきましては、リーダーシップあるいはイニシアチブをとっていただかなくてはなりません。そのあたり、総合的な力が要求されるものというような認識の中から、やはり過去、こういった下水道事業、面整備もさることながら、推進工事につきましても実績がございます町外の工事業者を主体として、今回入札を執行させていただいたわけでございます。いずれもそれぞれ主体につながります工事の調整、あるいは同じく質問にございました安全・安心面という観点からも、そういった配慮でもって業者を指名させていただきましたので、御理解をいただきたいと存じます。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 広瀬文典君。

〔10番 広瀬文典君登壇〕

10番（広瀬文典君） お尋ねをさせていただきます。

今、安心面とか安全面で同僚議員のほうから質疑をしていただきました。私もそのあたりを一番懸念しておりましたけど、御回答いただきました。

ただ、少しだけ細かいことになるかもしれませんが、確認のほうをさせていただきたいなというふうに思います。今回は平尾幹線という形で、東町地内の中でも車の通行量、先ほど説明ありましたように学童の通学路になっており、また通学路として危険箇所指定されている部分もかなり含まれておる箇所だということで、安全面に対しては十分に注意をしていただきたいんですけども、本来ならばここでこういった安全対策を講じられているかということをお聞きしたいんですけども、まだ今のところ、これから地元、あるいは業者との打ち合わせということですから、これはその段階だということで、ある程度決まりましたら、まずその部

分についてお知らせを願いたいなというふうに思います。

その中で1点、現在道路工事との絡み、迂回路という絡みでお尋ねをしたいんですけれども、綾戸の69号線、それから70号線、71号線、いわゆる荒越地内の道路、垂井町の道路計画の中で、今もう入札されて工事が一部進みつつありますけれども、ある意味ではこれが平尾幹線の工事に関しての重要な迂回路になるだろうというふうな想定もできますけれども、その辺は頭に入れられた形の中でされていくのか、道路工事の進捗と下水の布設の絡みというのはどのようになっているのか、全く別々の形の中でされていくのかというところを1つ確認をとりたいのでございます。

それからもう1つ、今回の落札率を見ますと、非常に業者さんに頑張っていたなという感じを持っております。逆に言えば、かなり厳しい内容になるんじゃないかなあというふうに見ております。そういった意味で安全対策、何遍も申しますけれども、そういったところで手抜かりがないようにきちとした監督をお願いしたいんですけれども、その辺を含めて確認をとってまいりたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（栗田利朗君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

副町長（永澤幸男君） 広瀬議員の御質問で迂回路の問題1点でございますが、69号、それから70号、71号、いわゆる荒越地内の道路の改修の関係でございます。今現在、工事は発注しておりますが、現在のところ供用開始するまでに至っておりませんし、今年度もまだそこまで至らないというふうな認識を持っております。しかし、住民の安全のために、ほかの迂回路を十分工事業者と十分詰めながら検討してまいりたいと思います。

それと、先ほど落札率が低いという御指摘を受けました。これは、当然入札の結果このような形になったものでございますので、そのあたりについては御理解していただきたいと存じますが、当然落札率が低いからといって工事に手抜かりがあってははいけません。そのあたりについては、担当課の管理監督のもと、しっかりと工事をやらせるように努めてまいりますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。以上でございます。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） 先ほど来、下水と同時に上水の布設をあわせて行われるというようなこととお話を伺いました。第1期工事、第2期工事にかかわることかと思っておりますけれども、当然それぞれの関係については、下水、上水とも同時に行われていくのか、あるいは確認なんですけれども、上水に関してはまた新たな業者によって連携をとられて行われていくのかということで、確認のためお伺いしたいと思っております。以上、よろしく申し上げます。

議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） 角田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど説明の中で、水道工事というお話をさせていただきましたが、今回下水道工事に伴いまして、老朽化しておる水道管につきましても、あわせて布設がえを実施させていただきます。水道工事につきましても、同じ工区なんですけれども、全体を4つの工区に分けまして、もう業者等は選定して契約等を済ませております。

この後の下水道、水道を含めた工事の進め方、先ほどの安心・安全にもかかわってくるわけでございますけれども、基本的には平尾幹線で一番最初に水道の仮設工事を最初にやらせていただいて、その後に平尾幹線の地下4メートル部分ぐらいに下水管の布設を先におきまして、それをある程度埋め戻した中で、その上に水道管を布設するというような形で、水道管の上下水の布設する位置が違ってまいりますので、先に平尾幹線をおおむね終了して、そこを迂回路として確保できるような形の中で、完全とはいいいませんが、その形の中でほかの下水管もという形で、それもあわせてまた水道管の関係もございまして、基本的にはそのような関係で進めてまいりたいと。当然水道業者も含めた形で連絡調整はしてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） ただいま上程になっております下水管の布設の関係でございますが、概要図を見せていただくと、今回また26年度施工予定箇所等々、東小学校を中心にその付近、たくさん今度は小さな工事といいますが、5,000万円以下の工事が出てくると思うんですが、これを進めるに当たって、やはり住民の方は大変だと思うんですね。迂回路、あちらに行っても通行どめ、こちらに行っても通行どめというような形になってくると思うんです。そのような中で、全体的に工事が始まった場合、業者を全部寄せて、この辺の通行どめ、交通規制等々のあり方について、十分業者と話をしていただきたいと思っておりますし、またマンホールのポンプ設置等々について、これは路上には影響がないかどうか、通行するのに。それをちょっと私もわからんもんで、どのような形になってくるのかお尋ねしておきたいと思っておりますし、先ほど同僚議員もお尋ねになりましたが、今回の第1工区、第2工区ともども、8者とも町内業者が一者も入っていないですね。やはり業者の育成という立場から、町内業者等々も、これだけに限らず建築等々の工事もあるわけでございます。指名のほど、指名委員長に十分対処していただきたいと思うんです。これは8者とも町外の業者ばかりです。それだけ垂井の業者は力がないのか、私はそんなことはないと思うんです。ぜひともその辺、委員長によるしくお願ひします。

議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） まず、丹羽議員の御質問の中のマンホールポンプの設置の関係で交通に影響はないかというような御質問かと思えますけれども、現在、垂井町内には、ほかに表佐地内で既にマンホールポンプは設置しております。そこは道路の真ん中にマンホールがありますけれども、それにふたをしてそこを車が行き来しておりますので、最終的にはでき上がった段階で通行に問題はないというふうな認識はしております。

それと、工程管理の関係ですけれども、先ほどもお話しさせていただいたように、水道工事業者も含めまして業者全部が決まりました段階で、8月に入りましたら早々に業者を全部寄せまして全体の事業の概要をそれぞれ全部に理解していただくということがまず必要かと思えますし、それとあわせて、先ほど言いましたように刻々と工事区間が変わってまいりますので、下水、水道ともにきょう掘っていたところは埋め戻して、次の日はまた次のところの延長を掘って埋めていくというような作業になりますので、当然工事場所が変わってまいりますので、迂回路につきましても、その日その日の状況に応じて迂回路を設定していくというようなことが必要になってまいりますので、最低週に1回の工程管理をやりまして、それで次の週の工事概要、工事の日程等々含めまして、いろいろ調整しながら迂回路等の設定をして、住民の方に極力御迷惑がかからないような方向で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第42号 下水管布設（面整備）第1工区工事請負契約の締結については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第4 議第43号 下水管布設（面整備）第2工区工事請負契約の締結について

議長（栗田利朗君） 日程第4、議第43号 下水管布設（面整備）第2工区工事請負契約の締

結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第43号 下水管布設（面整備）第2工区工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、去る7月4日に指名競争入札に付しましたところ、岐阜市六条南三丁目10番10号、内藤建設株式会社 代表取締役 内藤宙が落札いたしましたので、この者と5,270万4,000円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長並びに上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

総務課長（早野博文君） 議第43号 下水管布設（面整備）第2工区工事請負契約の締結につきまして、さきと同様、私のほうから契約に係ります補足説明をさせていただきます。

今回の工事につきましても、第1工区工事と同様、去る6月17日に業者指名審査委員会を開催いたしまして、お手元の競争入札執行一覧表にございますとおり、県内に本店・支店がございます8者により、去る7月4日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。第1回目の入札で予定価格に達しました内藤建設株式会社が4,880万円で落札をいたしました。

お手元の議案書にもございますとおり、消費税を含めまして5,270万4,000円で岐阜市六条南三丁目10番10号、内藤建設株式会社 代表取締役 内藤宙と工事請負契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本工事の完成期限につきましては、第1工区同様、平成27年3月20日といたしたところでございます。

以上、契約関係の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） 議第43号 下水管布設（面整備）第2工区工事請負契約の締結につきまして、私のほうからは工事の概要を説明させていただきます。

本工区は、町道綾戸平尾線の平尾幹線と、その幹線に流入してくる支線に下水管を布設する工事でございます。工事概要図では、柿色に着色してある箇所でございます。工事の概要としましては、町道綾戸平尾線の平尾幹線は、口径200ミリから250ミリの塩ビ管の布設とマンホー

ルの設置を含めまして、総延長570メートルを施工いたします。

また、平尾幹線に流入してくる支線としましては、口径150ミリの塩ビ管の布設とマンホールの設置を含めまして、総延長659.7メートルを施工いたします。この工区内での公共汚水ますの設置は65基を予定しております。この工区につきましても、水道の布設がえ工事を考慮し、工期は平成27年3月20日としております。

なお、第1工区工事同様に交通安全対策には万全を期していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上が本工事の概要でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 入札価格を見ていますと、一番高いのが5,530万円というふうになっておりますが、垂井町の入札価格は幾らの予定価格だったのかというお話をちょっと聞いておきたいと思っております。

それから、入札価格がされるために概要書をつくられたというんですが、これは垂井町の職員がつくられたのか、誰がつくられたやつをもとにして入札価格を決められたかということをお話をちょっと聞いておきたいなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（栗田利朗君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

副町長（永澤幸男君） 吉野議員の御質問でございますが、予定価格と申しますか、落札価格でございますが、予定価格につきましては、垂井町の場合、国土交通省の指導によりまして、現在のところ公表はいたしておりません。御理解いただきたいと存じます。

それと、設計書の作成でございますが、こちらにつきましては、現在大きな工事につきましては岐阜県の建設研究センターでお願いをしております、その内容に基づきまして、垂井町の職員において中身を精査いたしまして、そして最終的な設計金額といたして入札に付したものでございますので、御理解いただきたいと存じます。以上でございます。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） 1つお尋ねをしたいんですけども、第2工区のほうも8者全て町外の業者ということでございますけれども、先ほど上水道の布設がえも同時に行われるという話でございましたけれども、これは町内の業者であるのかどうかということをお尋ねいたしま

す。

議長（栗田利朗君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

副町長（永澤幸男君） 江上議員の質問で上水道の指名業者の関係でございます。

既に下水に伴います配水管の布設がえ工事の指名、それから入札を執行いたしまして、大きな工事、第1工区、第2工区工事につきましては町外の業者を指名させていただきましたが、全て町内の業者で入札、落札をしております。よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第43号 下水管布設（面整備）第2工区工事請負契約の締結については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成26年第4回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時41分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 江 上 聖 司